

財政健全化計画等に関する建議の概要

(財政制度等審議会)

平成27年6月1日
麻生議員提出資料

I. 「財政健全化計画」に向けた考え方

＜経済再生と財政健全化の両立を目指した、「財政健全化計画」を策定し、財政健全化目標を堅持する＞

「財政健全化計画」で示されるべき方向性

(1) 基本的考え方

- デフレ脱却・経済再生に最大限取り組み、「経済再生ケース」を実現し、できる限りの税込増を図る。
- 29年4月の消費税率引上げは社会保障目的であり、歳出全体が安易に増加しては、国民の理解を得られない。
- 税込増だけに期待することなく、2020年度のPB赤字解消に向け、確実に収支改善するため、歳出改革を柱とする。
- 経済が好調な時にこそ歳出改革を加速し、デフレ脱却後の金利上昇を見据え、「財政収支」を注視していく。

(2) 2016年度以降の予算編成に向けた歳出規律

- PB黒字化に向けた、国・地方の歳出規律を設けるべきであり、国については「一般歳出」の水準をメルクマールとする。
※ 「一般歳出」＝一般会計歳出－国債費－地方交付税交付金等＝PB対象経費－地方交付税交付金等
- このため、歳出規律の水準については、これまでの歳出改革の取組を継続・強化するものとし、過去3年間の歳出の増加ペース以上に歳出が増加することのないよう歳出を抑制していく。

(3) 歳出改革の方針—今後の人口動態を見据えて—

- 歳出改革が数字ありきの削減にならないよう、各歳出分野の具体的方策を積み上げ、「財政健全化計画」の実効性を確保する。
- 下記の歳出改革の方針の下、歳出分野ごとの具体的方策を工程表に沿って着実に進める。
 - ・ 社会保障については、歳出の伸びを「高齢化による伸び」に相当する範囲内に抑制すべく、医療・介護を中心として歳出改革に取り組む。
 - ・ 社会保障以外の経費については、人口減少を踏まえた「自然減」を考慮し、これまで同様、増加を前提としない。
 - ・ 地方財政については、国と同様の歳出改革の取組が不可欠。リーマン・ショック後の危機対応措置(別枠加算・歳出特別枠)の継続等により高水準となっている地方一般財源総額について、その水準を見直す。

(4) 経済財政の見通しと進捗状況の管理

- 「財政健全化計画」のモニタリングを適切に行い、中間時点に当たる2018年度当初予算編成後には、歳出規律と具体的方策の進捗状況を評価・検証し、歳出・歳入の追加措置を検討する。

Ⅱ. 各歳出分野における歳出改革の方針と具体的取組

社会保障

- 団塊の世代が後期高齢者になり始める2020年度に向けて、医療・介護を中心に制度改革に取り組み、経済雇用情勢の好転等や医療の効率化の効果と相まって、今後5年間の社会保障関係費の伸びを少なくとも「高齢化による伸び」(年0.5兆円弱)に相当する伸びの範囲内とする。

※ 直近3年間の社会保障関係費の伸びは、消費税増収分を活用した充実分等を除き「高齢化による伸び」に相当する範囲内に抑制。

※ 今後5年間の社会保障関係費の伸びは、消費税増収分を活用した社会保障の充実等とあわせると、年平均2%以上となる。

〔医療・介護〕

(国民皆保険を維持するための公的保険給付範囲の見直し)

- ・ 後発医薬品使用割合目標の29年度内80%への引上げ、30年度から後発医薬品がある先発医薬品の保険給付額を後発医薬品価格までとする制度への移行
- ・ 市販品類似薬の公的保険からの除外、かかりつけ医の推進等も踏まえた受診時定額負担等の導入
- ・ 生活援助サービス及び福祉用具貸与等の原則自己負担化、通所介護等の地域支援事業への移行 等

(サービス単価の抑制)

- ・ 薬価調査に基づく薬価のマイナス改定分は診療報酬本体の財源としない
- ・ 診療報酬本体・介護報酬のマイナス改定、調剤報酬の適正化

(年齢や就業先に関わらない負担能力に応じた公平な負担)

- ・ 高額療養費制度の見直し、75歳以上の医療費定率負担の原則2割負担化、介護保険制度の2割負担対象者の対象拡大及び月額上限の見直し、金融ストックも勘案した負担能力判定の仕組みの導入
- ・ 前期高齢者医療費納付金と介護納付金の総報酬割への移行 等

(医療の効率化等)

- ・ 病床の機能分化・医療費の不合理な地域差解消に向けた枠組み強化
- ・ データに基づく外来医療費の地域差解消の枠組み構築、ICT等を活用した医療の無駄排除、予防の推進に向けた枠組み強化

〔生活保護〕

- 保護脱却の推進、医療扶助費の適正化、最低限度の生活保障としてのきめ細かい扶助基準の在り方等を検討する。

〔年金〕

- マクロ経済スライドによる調整が極力先送りされないような見直しや支給開始年齢の更なる引上げ等

〔子育て〕

- 更なるサービス充実の要請に応えるための、事業主負担の拡大

地方財政

- 国の取組と歩調をあわせた歳出抑制の具体的規律が必要。
- **地方一般財源総額の水準は、リーマン・ショック後の大規模な危機対応措置の継続により例外的な高い水準であり、リーマンショック前の水準を目安に見直す。別枠加算・歳出特別枠についても、速やかに解消する。**
- **地方向けの新型交付金は、既存の補助金の統廃合等により必要な財源を確保するなど、Pay-As-You-Goにより実施することを確実に担保する。**
- 地方のIT投資の効率化を推進。**救急出動の一部有料化などを検討する。**また、技能労務の民間委託率を国並みを前提に地方財政計画に計上する。
- 減少が見込まれる**公債費は、その減少分を他のPB対象経費の増に充てるのではなく、確実に地方歳出の減につなげる。**
- **地方法人課税の偏在是正は、与党税制改正大綱の方針にしたがって、早期に実現する必要。**
- 「中長期試算」では、2018年度に折半対象財源不足の解消が見込まれ、**今後の財源超過分を、地方のPB対象経費の増ではなく、確実に国・地方の債務残高の純減に充てることを担保する。**

教育・科学技術

- 少子化や研究開発効率低下の指摘等を踏まえ、教育・科学技術予算の量的拡大ではなく、「質」の向上を図る。
- 学級数の減少等による基礎定数の減のみならず、**1標準学級当たりの加配教員数を一定に保った場合の減も「当然減」と考え、教職員定数の合理化計画を策定するとともに、計画的な教員採用や外部人材の活用を図ること等により、教育環境の改善を図る。**
- 外部資金(研究資金等)の積極的な獲得、授業料の引上げなど**収入源の多様化により、大学の財務基盤を強化する。**また、**授業料引上げによる収入を財源として、経済的に困難な学生に対する負担軽減を拡充する**など教育・研究環境の一層の充実を図る。

公共事業

- **新規投資に当たっては、国際競争力強化や防災対策であっても、費用対効果を厳しく見極め、これまで以上に厳選する。**
- **既存の社会資本の老朽化対策は、人口減少等を踏まえ、計画的かつ効率的に対応し、安全性を維持しながら、費用を抑制する。**
- **事業実施に際して、PPP/PFIといった民間活力・民間資金や適切な受益者負担の活用、税制や規制の見直し、最新の技術的知見による効率化・生産性の向上等を通じ、公費負担を抑制。**
- 人口減少を踏まえ、**全体の公共事業関係費は増やさないと前提に、個別の社会資本の必要性を見極め、必要不可欠な社会資本の機能を確保する。**